You, Unlimited

Ryukoku University

2023年度第１回
京私教協教員免許事務勉強会

法令の読み方①

法令用語、通知文の条文資料の読み方について

～教育職員免許法等をもとに～

2023年6月17日

社会学部教務課　小野　勝士

本日の進行について

１）勉強会は、『教職課程事務入門３』や事前配付資料を手元もしくは画面上で閲覧できている状況で進めます。

　使用する資料は、『教職課程事務入門３』と資料を画面共有しながら進めていきます。

２）質問はチャット機能を用いて行ってください。

３）タイムスケジュールは次のとおりです。

１３：３０～１４：３５　勉強会前半

１４：３５～１４：４５　休憩

１４：４５～１５：５０　勉強会後半　←ここまで録画します

↓ここから対面会場のみです。

１６：００～１７：００　今回のテーマ以外も含めたグループでの意見交換

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved.

法令の体系

「大学のガバナンス改革の推進について」（審議まとめ）（平成26年2月12日 大学分科会） 6頁より

図１　「大学ガバナンスに関する教育・経営に係る法令の関係」

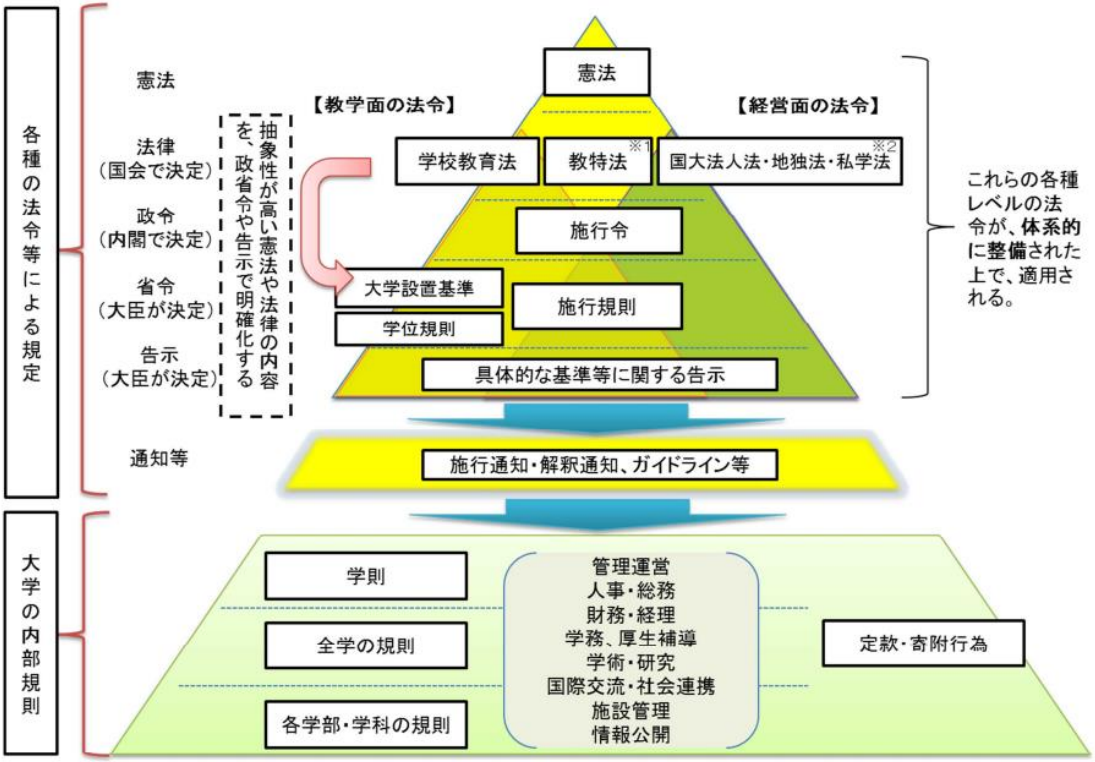

※1：教育公務員特例法、※2：国立大学法人法、地方独立行政法人法、私立学校法

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved.

法令の体系

■憲法

第９８条　この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

■法律

第４１条　国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

①原案の作成（審議会への諮問 等）

②閣議決定

③国会に提出（衆議院or参議院）

第５９条　法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。

④衆議院文部科学委員会 → 衆議院本会議　＜衆議院先議の場合＞

⑤参議院文教科学委員会 → 参議院本会議

⑥法律の成立後、後議院の議長から内閣を経由して奏上された日から３０日以内に天皇が内閣の助言と承認に基づいて公布（国会法第６６条、憲法第７条第１号）

⑦官報に掲載

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved.

法律の制定経過（平成28年改正法を例に）

原案の作成まで

文部科学大臣から中央教育審議会への諮問（2014/7/29）

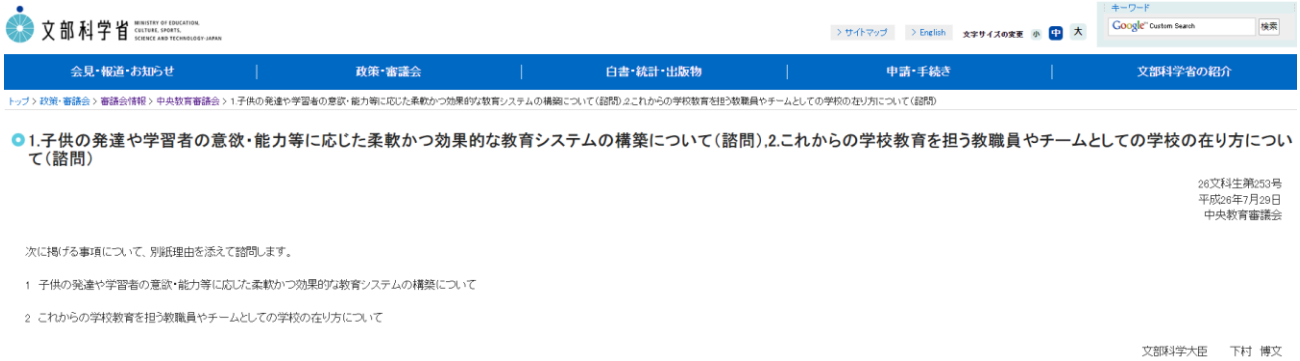

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY JAPAN

サイトマップ　English　文字サイズの変更 小 中 大

キーワード　Google Custom Search　検索

会見・報道・お知らせ | 政策・審議会 | 白書・統計・出版物 | 申請・手続き | 文部科学省の紹介

トップ > 政策・審議会 > 審議会情報 > 中央教育審議会 > 1.子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について（諮問）,2.これからの学校教育を担う教職員やチームとしての学校の在り方について（諮問）

1.子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について（諮問）,2.これからの学校教育を担う教職員やチームとしての学校の在り方について（諮問）

26文科生第253号
平成26年7月29日
中央教育審議会

次に掲げる事項について、別紙理由を添えて諮問します。

1　子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について

2　これからの学校教育を担う教職員やチームとしての学校の在り方について

文部科学大臣　下村　博文

諮問に対して調査・審議し、文部科学大臣に答申する。

（文部科学省組織令第76条第１号・第２号）

具体的な調査・審議は初等中等教育分科会のもとに設置されている教員養成部会が行う。

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved.

法律の制定経過（平成28年改正法を例に）

答申（2015/12/21）

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

サイトマップ　English　文字サイズの変更 小 中 大　キーワード　Google Custom Search　検索

会見・報道・お知らせ | 政策・審議会 | 白書・統計・出版物 | 申請・手続き | 文部科学省の紹介

トップ > 政策・審議会 > 審議会情報 > 中央教育審議会 > これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について ～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）（中教審第184号）

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について ～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）（中教審第184号）

平成27年12月21日
中央教育審議会

中央教育審議会では、平成27年12月21日の第104回総会において、「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について ～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）」を取りまとめました。

- これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について（答申）（PDF:1308KB）
- これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について（答申のポイント）（PDF:149KB）
- これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について（答申）要約版（PDF:229KB）
- これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について（答申）参考資料 その1（PDF:4031KB）
- これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について（答申）参考資料 その2（PDF:4595KB）
- これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について（答申）参考資料 その3（PDF:4676KB）

文部科学省において法案作成作業に入り、内閣法制局の審査を経て閣議に。

首相官邸 Prime Minister's Office of Japan　日本語

総理の一日　官房長官記者会見　主要政策　閣僚等名簿　ご意見・ご感想　検索

令和5年　年で探す

6月

令和5年　6月2日　定例閣議案件

新着情報
内閣
閣議
主な閣議決定・本部決定

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved.

法律の制定経過（平成28年改正法を例に）

RYUKOKU UNIVERSITY

2016/10/18　閣議決定

平成28年10月18日（火）定例閣議案件

法律案

商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案（決定）

（法務省）

教育公務員特例法等の一部を改正する法律案（決定）

（文部科学省）

内閣総理大臣から法律案が国会（衆議院又は参議院）に提出

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved.

法律の制定経過（平成28年改正法を例に）

衆議院文部科学委員会（10/26,10/28,11/2）

衆議院
The House of Representatives, Japan　メインへスキップ

サイトマップ　ヘルプ

音声読み上げ　サイト内検索　検索

本会議・委員会等 | 立法情報 | 議員情報 | 国会関係資料 | 各種手続 | English

衆議院トップページ ＞ 立法情報 ＞ 会議録 ＞ 文部科学委員会 ＞

第192回国会　文部科学委員会　第3号（平成28年10月26日（水曜日））

第3号　平成28年10月26日（水曜日）

平成二十八年十月二十六日（水曜日）

午前十時二分開議

○**永岡委員長**　これより会議を開きます。

内閣提出、教育公務員特例法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。松野文部科学大臣。

―――――――――――――

教育公務員特例法等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

―――――――――――――

○**松野国務大臣**　おはようございます。

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved.

法律の制定経過（平成28年改正法を例に）

衆議院本会議（11/8）→参議院文教科学委員会（11/17）→本会議（11/18可決）

衆議院
The House of Representatives, Japan　メインへスキップ

サイトマ

音声読み上げ　サイト内検索

本会議・委員会等 | 立法情報 | 議員情報 | 国会関係資料 | 各種手続

衆議院トップページ ＞ 本会議・委員会等 ＞ 本会議情報 ＞ 議事日程 第192回国会(平成28年11月8日)

議事日程

国会回次	192
本会議年月日	平成28年11月8日(火)

第　一　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）

第　二　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）

第　三　裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第　四　検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第　五　裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第　六　教育公務員特例法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

法律の成立後、後議院の議長から内閣を経由して奏上された日から30日以内に天皇が内閣の助言と承認に基づいて公布（国会法第66条、憲法第7条第1号）

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved.

法律の制定経過（平成28年改正法を例に）

RYUKOKU UNIVERSITY

衆議院
The House of Representatives, Japan　メインへスキップ

サイトマップ　ヘルプ

音声読み上げ　サイト内検索　検索

本会議・委員会等 | 立法情報 | 議員情報 | 国会関係資料 | 各種手続 | English

衆議院トップページ ＞ 立法情報 ＞ 制定法律情報 ＞ 第192回国会　制定法律の一覧

第192回国会　制定法律の一覧

国会回次を選択して下さい。 第192回国会（臨時会） 実行

第192回国会に成立した法律の本文を参照することができます。

制定法律の一覧

公布年月日	番号	法律名	本文
平成28年10月19日	75	地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律	本文
平成28年11月16日	76	人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律	本文
平成28年11月16日	77	衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律	本文
平成28年11月16日	78	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律	本文
平成28年11月18日	79	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律	本文
平成28年11月24日	80	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律	本文
平成28年11月24日	81	特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律	本文
平成28年11月24日	82	国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律	本文
平成28年11月24日	83	国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律	本文
平成28年11月24日	84	公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律	本文
平成28年11月28日	85	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律	本文
平成28年11月28日	86	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律	本文
平成28年11月28日	87	教育公務員特例法等の一部を改正する法律	本文
平成28年11月28日	88	出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律	本文

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved.

法律番号

法律なのに政令第○号となっている唯一の法律

「出入国管理及び難民認定法」（昭和26年政令第319号）

◆当初はポツダム政令として「出入国管理令」（昭和26年政令第319号）として制定。

◆ポツダム命令：GHQの要求事項を実施するために特に必要がある場合において、命令で所要の定めをし、必要な罰則を設けることを定めたポツダム緊急勅令に基づいて制定された命令

◆ポツダム命令のうち、政令の形式をとるものがポツダム命令。

◆1952（昭和27）年の日本国との平和条約（いわゆるサンフランシスコ平和条約）の発効によりポツダム命令は法律で廃止するか、法律としての効力を存続させるかのいずれかの措置がとられた。

◆ 「出入国管理令」は法律の効力を有するものとされ存続。

◆1981（昭和56）年の他の法令改正に伴い、題名が現在の「出入国管理及び難民認定法」に改められた。この時の改正手続きが一部改正の手続きをとったため、法律番号はそのままとなった。

（『条文の読み方』有斐閣、6頁をもとに作成）

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved.

法令の体系ー国会の種類・会期

〔常会〕

第５２条　国会の常会は、毎年１回これを召集する。

〔臨時会〕

第５３条　内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いづれかの議院の総議員の４分の１以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。

〔総選挙、特別会及び緊急集会〕

第５４条　衆議院が解散されたときは、解散の日から４０日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から３０日以内に、国会を召集しなければならない。

＜国会法＞

第２条　常会は、毎年１月中に召集するのを常例とする。

第10条　常会の会期は、１５０日間とする。但し、会期中に議員の任期が満限に達する場合には、その満限の日をもつて、会期は終了するものとする。

令和５年は１月２３日～６月２１日が会期

第11条　臨時会及び特別会の会期は、両議院一致の議決で、これを定める。

第12条　国会の会期は、両議院一致の議決で、これを延長することができる。

②　会期の延長は、常会にあつては１回、特別会及び臨時会にあつては２回を超えてはならない。

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved.

法令の体系

■政令…内閣が制定する命令

第７３条　内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

６　この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。

①各国務大臣から制定の閣議を求める（内閣法第4条第3項）。

②閣議決定（内閣法第4条第1項）。

③主任の国務大臣が署名・内閣総理大臣が連署（憲法第74条）。

④天皇が内閣の助言と承認に基づいて公布（憲法第7条第1号）

⑤官報に掲載

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved.

法令の体系

■省令（○○法施行規則）…各省大臣が、主任の行政事務について、法律もしくは政令を施行するため、または法律もしくは政令の特別の委任に基づいて、それぞれその機関の命令として発する。

＜国家行政組織法＞

第１２条　各省大臣は、主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、それぞれその機関の命令として省令を発することができる。

政令・省令の制定に際してはパブリック・コメントが実施される。

①案・資料の公示

②３０日以上の意見募集期間

③制定

④公布・結果の公示

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved.

自己点検・評価の義務化の制定過程

教員養成部会（第104回）（2019/3/20）

① 「教職課程の基準に関する検討事項について」

（平成 30 年 12 月 17 日中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会課程認定委員会）

これまでの教職課程認定の審査等を踏まえ、本委員会としては、教職課程の水準の維持・向上及びその効果的・効率的な実施等を図る観点から、教職課程の基準に関し、特に以下の点を中心に検討を行うことが適当と考える。

1．複数の学科等間の複数の教職課程における授業科目の共通開設の拡大について

（教職課程認定基準（平成 13 年 7 月 19 日教員養成部会決定）4-9(1)による中学校及び高等学校の「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目の共通開設）

2．課程認定後も全学的に教職課程の質を保証し、向上させるための継続的な仕組みについて

中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会
教職課程の基準に関するワーキンググループの設置について

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved.

自己点検・評価の義務化の制定過程

教員養成部会（第116回）（2020/9/16）審議決定

教職課程の基準に関するWGの報告を受けた制度改正について（案）②

③教職課程を設置する大学の全学的な組織体制の充実及び当該組織による教職課程の自己点検評価の仕組みの創設（省令の改正）

学科等が教職課程の実施に当たって基本的な責任を有することが原則となっているが、教職課程をより効果的・効率的に実施する観点から、上記①②により学内及び学外の資源を共通化し、教職課程を運営することが可能となる。

その際、教職課程運営の責任の所在を明確化するとともに、複数の教職課程を一体的に管理・運営するために全学的な組織体制を整備するとともに、自主的に教職課程の水準を維持・向上させる仕組みを確立する。

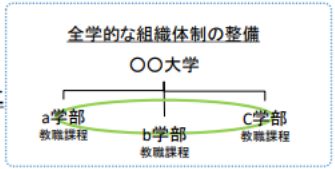

＜全学的な組織体制の充実＞

同一大学内の複数学科等に設置されている教職課程を一体的に、企画、実施、評価、改善を行う全学的なマネジメント機能を持つ組織の設置などを求める。

＜教職課程の自己点検評価の仕組み＞

上記全学的な組織体制の下、教職課程を設置する大学は、教育の内容及び方法を自ら点検評価し、改善するよう求める。
大学は、学校教育法第109条第1項に基づいて行われている教育研究等の状況についての自己点検・評価の中で、教員養成の目標、授業科目、教育課程などの教職課程を自ら検証し、改善に取り組むことが期待される。

※なお、上記全学的な組織体制の充実や自己点検評価の仕組みについては国においてガイドラインを示す予定。

施行日（省令及び基準）

上記、①及び②については令和3年4月1日から、③については令和4年4月1日から施行する。なお、①に伴う課程認定上の変更届及び認定申請

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved.

自己点検・評価の義務化の制定過程

パブリックコメント（9 /28～10/27）

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令案について(概要)に関するパブリックコメント（意見公募手続）の結果について

受付締切

facebook twitter

※この案件については、すでに意見募集は終了していますので、意見・情報の提出はできません。

カテゴリー	教育
案件番号	185001121
定めようとする命令などの題名	教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年文部科学省令第二十五号）
根拠法令条項	教育職員免許法別表第１備考第１、第５号イ及び第６号
行政手続法に基づく手続か	行政手続法に基づく手続

案の公示日	2020年9月28日
受付開始日時	2020年9月28日0時0分
受付締切日時	2020年10月27日0時0分
意見提出が30日未満の場合その理由	

意見募集要領（提出先を含む）	意見公募要領 PDF 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令案について（概要） PDF

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved.

自己点検・評価の義務化の制定過程

パブリックコメントの結果公表　→　公布　（2021/5/7）

令和３年５月７日
文部科学省
総合教育政策局教育人材政策課

「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令案（概要）」に関する
パブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令案（概要）」について、令和２年９月28日から令和２年10月27日までの期間、電子メール・郵便・ファックスを通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いました。

その結果、寄せられた御意見はございませんでした。

今後とも文部科学行政に御協力いただきますよう、宜しくお願い申し上げます。

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved.

パブリックコメント

総合的探究の時間の指導法（高）に改正されたときのパブリックコメント結果

令和４年７月28日
文部科学省

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令案及び
特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム案に関する
パブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「①教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令案について」、「②特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム案について」について、令和４年６月２日から令和４年７月１日までの期間、電子メール及び Web フォームを通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、①については 10 件、②については 67 件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved.

パブリックコメント

意見は反映されます。

（別　紙）

①教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令案について

主な意見の概要	文部科学省の考え方
○　附則第３項中「附則第１条ただし書」は正しくは「附則第１項ただし書」ではないか。	御意見のとおり修正しました。

氏名：　小野　勝士
連絡先電話番号：
連絡先メールアドレス：

[redacted]

提出意見：
省令案の文言につきまして
附則第３項の書き出し部分「附則第１条ただし書き・・・」ですが、「附則第１項」の誤りではないかと思います。

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved.

法令の体系ー法律と省令の関係

■教育職員免許法別表第１備考第４号

四　この表の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の専修免許状若しくは一種免許状又は幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする者については、特に必要なものとして文部科学省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。

■教育職員免許法施行規則第６６条の６

第６６条の６　免許法別表第１備考第四号に規定する文部科学省令で定める科目の単位は、日本国憲法２単位、体育２単位、外国語コミュニケーション２単位並びに数理、データ活用及び人工知能に関する科目２単位又は情報機器の操作２単位とする。

★参考

■競馬法

第２条　中央競馬の競馬場は、１２箇所以内において農林水産省令で定める。

■競馬法施行規則

第１条　競馬法（昭和23年法律第158号。以下「法」という。）第２条の農林水産省令で定める競馬場は、札幌、函館、福島、新潟、中山、東京、中京、京都、阪神及び小倉とする。

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved.

法令の体系ー法律と省令の関係

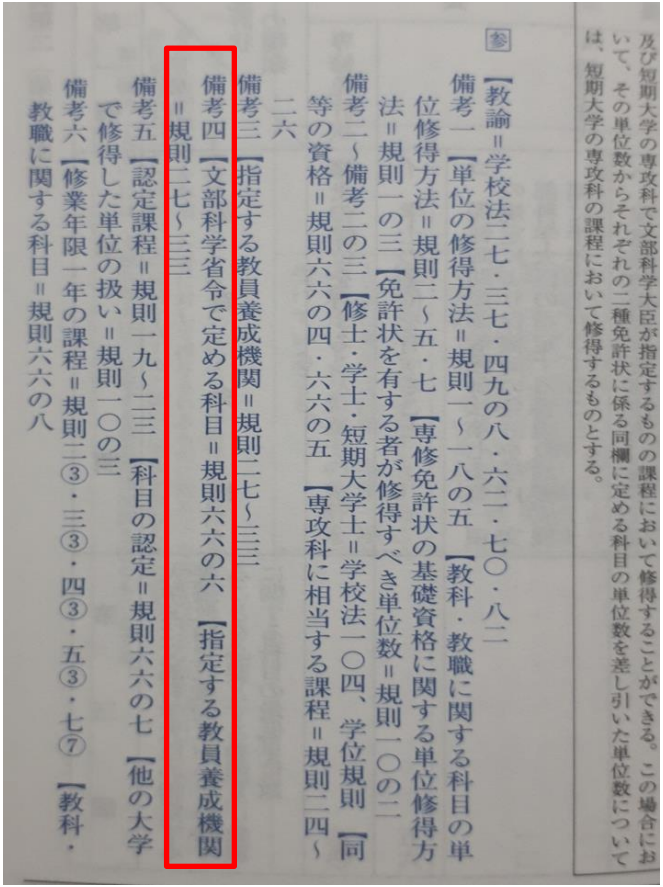

及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数からそれぞれの二種免許状に係る同欄に定める科目の単位数を差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。

参

【教諭＝学校法二七・三七・四九の八・六二・七〇・八二

備考一【単位の修得方法＝規則一～一八の五【教科・教職に関する科目の単位修得方法＝規則二～五・七【専修免許状の基礎資格に関する単位修得方法＝規則一の三【免許状を有する者が修得すべき単位数＝規則一〇の二

備考二～備考二の三【修士・学士・短期大学士＝学校法一〇四、学位規則【同等の資格＝規則六六の四・六六の五【専攻科に相当する課程＝規則二四～二六

備考三【指定する教員養成機関＝規則二七～三三

備考四【文部科学省令で定める科目＝規則六六の六【指定する教員養成機関＝規則二七～三三

備考五【認定課程＝規則一九～二三【科目の認定＝規則六六の七【他の大学で修得した単位の扱い＝規則一〇の三

備考六【修業年限一年の課程＝規則二③・三③・四③・五③・七⑦【教科・教職に関する科目＝規則六六の八

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved.

法令の体系ー特別法と一般法の関係

■教育職員免許法

（授与）

第５条　普通免許状は、別表第１、別表第２若しくは別表第２の２に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第１、別表第２若しくは別表第２の２に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。＜以下略＞

■小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律＜通称：介護等体験特例法＞

（教育職員免許法の特例）

第２条　小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与についての教育職員免許法第５条第１項の規定の適用については、当分の間、同項中「修得した者」とあるのは、「修得した者（１８歳に達した後、７日を下らない範囲内において文部科学省令で定める期間、特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるものにおいて、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行った者に限る。）」とする。

■小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則＜通称：介護等体験特例法施行規則＞

（介護等の体験の期間）

第１条　小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第２条第１項の文部科学省令で定める期間は、７日間とする。

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved.

法令の体系ー特別法と一般法の関係

■民法

（期間の定めのない雇用の解約の申入れ）

第６２７条　当事者が雇用の期間を定めなかったときは、各当事者は、いつでも解約の申入れをすることができる。この場合において、雇用は、解約の申入れの日から２週間を経過することによって終了する。

■労働基準法

（解雇の予告）

第２０条　使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少くとも３０日前にその予告をしなければならない。３０日前に予告をしない使用者は、３０日分以上の平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となつた場合又は労働者の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合においては、この限りでない。

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved.

法令の体系

今年度は省令と教職課程認定基準の改正が予定されています。

教職課程認定基準　→　教員養成部会で改正される。

【参考】「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等に関する改革工程表（案）（令和5年2月21日更新版）

文部科学省としては答申を踏まえた今後の取組について、令和4年12月19日に開催された中央教育審議会総会において改革工程表（案）を提示しています。
※令和5年2月21日に最新の状況に更新しました。

「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等に関する改革工程表（案）（PDF:625KB）

2．多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成（1）

	項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
（1）	教職課程における多様な専門性を有する教師の養成				
（1）①	強みや専門性を身に付ける活動との両立のため、最短2年間で二種免許状の取得を念頭に置いた教職課程の特定的な開設の認定、履修モデルの設定【文科・大学】		課程認定基準等の改正 モデル開発の実施 申請	課程認定審査・認定	新課程の実施
（1）②	専科指導の優先実施教科（外国語、理科、算数、体育）の中学校課程を開設する学科等で、小学校教員養成を認定【文科・大学】		課程認定基準等の改正 モデル開発の実施 申請	課程認定審査・認定	新課程の実施
（1）②	「教科に関する専門的事項に関する科目」の見直し【文科・大学】	教員養成部会で検討	省令改正	教職課程の変更	新課程の実施

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved.

教員免許事務担当者のネットワーク

Slack

入室方法は教員免許事務プロジェクトのウェブサイトのお知らせに記載があります。

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved.

本則と附則

目次

第一章　総則（第１条―第３条の２）
第二章　免許状（第４条―第９条の２）
第三章　免許状の失効及び取上げ（第１０条―第１４条の２
第四章　雑則（第１５条―第２０条）
第五章　罰則（第２１条―第２３条）
附則

本則

附則には施行期日や経過措置等が規定される。

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved.

条文の構造／法令用語

条文の構造＜『教職課程事務入門』１６～１９頁＞

（１）項と号

（２）本文・ただし書・前段・後段

法令用語＜事務入門１９～２８頁＞

（１）「及び」と「並びに」

（２）「又は」と「若しくは」

（３）「場合」「とき」「時」

（４）「その他」「その他の」

（５）「者」「物」「もの」

（６）「みなす」「推定する」

（７）「当分の間」

（８）「準用」

（９）「前」「以後」

（10）「なお従前の例による」「なおその効力を有する」

（11）「直ちに」「速やかに」「遅滞なく」

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved.

経過措置

経過規定…法令が新たに規定され、又は既存の法令が改廃された場合に、一定の法律事実についての旧法又は新法の適用その他の経過的措置を定める規定。

『法令用語辞典　第11次改訂版』198頁

ある店のポイントカード（税込１００円につき１ポイント加算）が、紙から磁気カードに変わった。磁気カードに変更することに伴い、紙カードを廃止し、紙カードに付与されていたポイントを無効とする場合。急に無効にすると不利益となるので一定の経過的措置をとるという事例を条文にすると次のようになる。

（『新法令解釈・作成の常識』２４２頁を参考に作成）

第２条　磁気カードに１００円につき１ポイント加算する。

附　則

１　この規則は令和５年４月１日から施行する。

２　施行の際、改正前の規則により紙カードに付与されたポイントを所持する者については、令和５年９月３０日までは有効とする。

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved.

一部を改正する法律が本則に溶け込むまで

○○ストア会員規則等の一部を改正する規則

（○○ストア会員規則の一部改正）

第１条　○○ストア会員規則を次のとおり改める。

第１条中「１８歳」を「１６歳」に改める。

第２条中「紙カード」を「磁気カード」に改める。

（○○ストア営業時間に関する規則の一部改正）

第２条　○○ストア営業時間に関する規則の一部改正

第△条中・・・を・・・に改める

附　則

（施行期日）

１　この規則は令和５年４月１日から施行する。

（○○ストア会員規則の一部改正に伴う経過措置）

２　施行の際、改正前の規則により紙カードに付与されたポイントを所持する者については、令和５年９月３０日までは有効とする。

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved.

一部を改正する法律が本則に溶け込むまで

新旧対照表

新	旧
（会員資格） 第１条　１６歳以上の者とする。	（会員資格） 第１条　１８歳以上の者とする。
（ポイント付与） 第２条　磁気カードに１００円につき１ポイント加算する。	（ポイント付与） 第２条　紙カードに１００円につき１ポイント加算する。

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved.

２０１３年５月１９日まで間違っていた。

附　則　（昭和二六年三月二一日法律第一一三号）

⇒３１日の誤りではないか？

【受付番号：143458-1】教育職員免許法につきまして

電子政府利用支援センターでございます。

ご連絡がおそくなりまして申し訳ございません。

お問い合わせ頂きました件について担当部局より回答がありましたので、ご連絡いたします。

教育職員免許法（昭和二十四年五月三十一日法律第百四十七号）を

確認したところ、ご指摘のとおり誤っておりました。該当箇所につきましては、本日（5月20日）、修正いたしましたので、ご確認ください。

何卒よろしくお願い申し上げます。

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved.

参考書籍

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved.

参考書籍

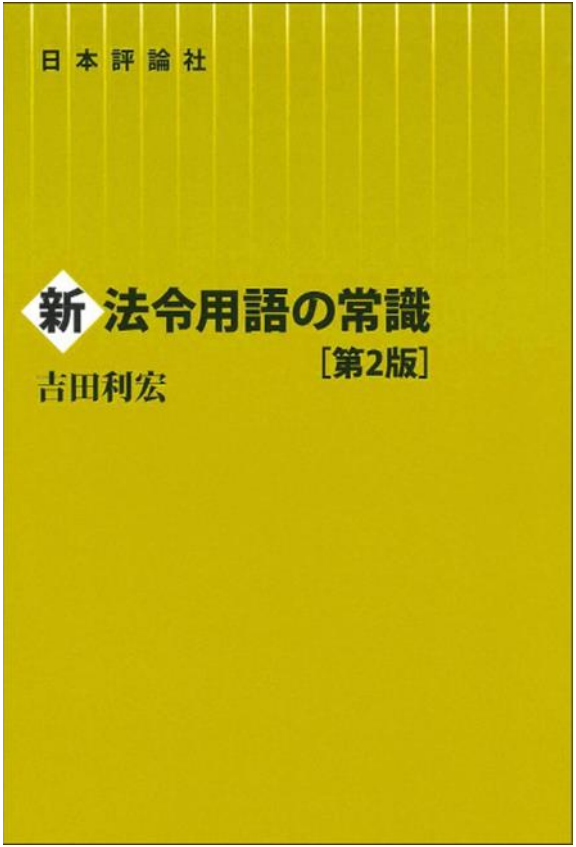

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved.

今後の講習会予定（SPODフォーラム以外は土曜日）

RYUKOKU UNIVERSITY

７月（　８日）　大学教務実践研究会教務系職員初任者向け講習会（名古屋大学）

８月（２３日）　SPODフォーラム（愛媛大学）

９月（　２日）　京私教協教員免許事務勉強会（龍谷大学）

（２３日）　大学教務実践研究会教員免許事務担当者講習会（龍谷大学）

１０月（２１日）　大学教務実践研究会教務系職員中級者向け講習会（名古屋大学）

１２月（　２日〈希望〉）京私教協教員免許事務勉強会（龍谷大学）

（１６日）　大学教務実践研究会教務課題検討フォーラム（名古屋大学）

２月（１０日）　大学教務実践研究会教員免許事務担当者講習会（神戸女子大学）

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved.

RYUKOKU
UNIVERSITY